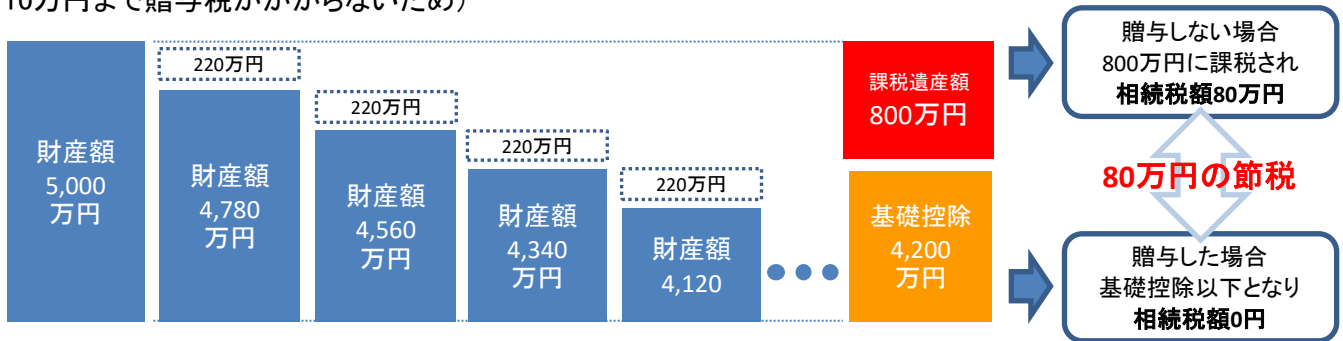


## 「生前贈与で節税」ができなくなる！？

相続税対策としてポピュラーな生前贈与、現金や自社株を毎年少しずつ移している方もいらっしゃるかと思います。この生前贈与で相続税対策ができなくなると巷で噂されていますが、一体どういうことでしょうか。

### I 相続税対策としての生前贈与とは？

そもそも、なぜ生前贈与が相続税対策となるのでしょうか。例えば5,000万円財産をお持ちの方がいたとします。**相続人は子供2人のみ、毎年子供それぞれに110万円ずつ贈与する前提**です。(もらう人1人あたり、年間110万円まで贈与税がかからないため)



上図のように、生前にまったく贈与をしない場合、基礎控除(3,000万円+600万円×相続人の人数)を引いた後の課税遺産額が800万円となり、相続税額は80万円かかります。対して、220万円の贈与を4年間行ったのちに3年が経過すると遺産の総額が基礎控除以下となるため、相続税の申告は不要、相続税額は0円となります。

### II なぜ改正されるのか

贈与税は、生前に財産を減らして相続税を免れることを防止するために、同じ財産額であれば、相続税より高い税率が設定されています。しかし、少額の贈与から課税すると徴税事務が煩雑なため、年間110万円まで贈与税がかからないとされているわけですが、複数年にわたり贈与することで相続税を節税することが可能になってしまっています。政府の税制調査会では、相続税の最高税率は55%だが、贈与税の申告をする方の90%以上が贈与税率10%~20%の少額の贈与となっており、贈与税が相続税逃れの抑制になっていないと問題視しています。そのため、以下のような改正を検討しているのではないかと考えられます。**早ければ来年度予算の開始時期の令和4年4月以降、改正・適用される可能性があり、生前贈与は今年がラストチャンスかもしれません。**

改正案	内容	影響
暦年贈与課税廃止	生前の贈与すべてが相続財産となり、遺産の総額に加算される	生前贈与をしてもすべて相続財産となり、相続税が課税されるため、 <b>相続税対策ができない</b>
相続財産となる贈与期間の延長	現状、相続開始前3年間に行った贈与で相続人名義になった財産も相続財産として加算し、相続税が課税されます。この期間を3年から10年や15年に延長する	かなり早期から生前贈与を行わないと相続税対策とならない。しかし、 <b>10年、15年先まで見据えて生前贈与することはかなり困難</b>

### III 暦年贈与を行う際の注意点とは？

改正前の現在はまだ相続税対策として有効な生前贈与ですが、行う上で注意すべき点があります。

#### 1. 贈与はあげた人、貰った人の認識(意思表示)が重要です。

贈与は法律上の契約とされており、あげた人の意思表示、もらう人の意思表示が必要です。そのため、認知症の親が贈与をする、**親が保管する子名義の銀行口座に振り込んだだけなどは贈与と認められません。**

#### 2. 贈与額が年間110万円を超える場合、贈与税の申告が必要となります。

贈与された額が年間110万円を超える場合、**贈与した年の翌年3月15日までに贈与税の申告と納税が必要**になります。ただし、生活費や学費など扶養義務の範囲内で金銭等を贈与する場合、贈与税は非課税です。